

平成23年年第6回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成23年12月20日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 5 2 号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）
議案第 5 3 号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 5 4 号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 5 5 号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 5 6 号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 5 7 号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 5 8 号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第 5 9 号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正について
議案第 6 0 号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正について
議案第 6 1 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正について
議案第 6 3 号 那須塩原市税条例等の一部改正について
議案第 6 4 号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
議案第 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第 6 6 号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
議案第 6 7 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 6 8 号 町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定について
請願・陳情について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 発議第 6 号 主要地方道黒磯黒羽線の歩道整備を求める意見書の提出について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 発議第 7 号 速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 発議第 8 号 放射能汚染対策に関する要望書の提出について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 常任委員会行政視察の報告について
（報告）

追加（第1号）

日程第 1 議案第69号 土地改良事業の施行について

（提案説明、質疑、討論、採決）

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長職務代理者	松下昇君	副市長	増田徹君
副市長	井上敏和君	企画部長	室井忠雄君
教育長	古内貢君	総務部長	三森忠一君
企画情報課長	熊田一雄君	財政課長	伴内照和君
総務課長	松本睦男君	環境管理課長	齋藤正夫君
生活環境部長	長山治美君	福祉事務所長	玉木宇志君
保健福祉部長	阿久津誠君	産業観光部長	生井龍夫君
社会福祉課長	斉藤一太君	建設部長	君島淳君
農務畜産課長	若目田好一君	上下水道部長	岡崎修君
都市計画課長	薄井正行君	教育部長	平山照夫君
水道管理課長	山崎稔君	会計管理者	後藤のぶ子君
教育総務課長			

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 長

荒 川 正 君

農 業 委 員 会 長
事 務 局 長

成 瀬 充 君

塩原支所 長

臼 井 淨 君

本会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 齊 藤 誠

議 事 課 長 渡 邊 秀 樹

課 長 補 佐 兼
議 事 調 査 係 長 稻 見 一 美

議 事 調 査 係 小 平 裕 二

議 事 調 査 係 人 見 栄 作

議 事 調 査 係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第52号～議案第61号及
び議案第63号～議案第68号
並びに請願・陳情の各常任委員
長報告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第52号から議案第61号まで及び議案第63号から議案第68号までの16件並びに陳情3件については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は、一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 皆様、おはようございます。

それでは、総務企画常任委員会の審査の経過と結果について報告を申し上げます。

平成23年第6回那須塩原市議会定例会において

当委員会に付託された案件は、条例案3件、一般会計補正予算案1件、その他の案2件と陳情1件の計7件でございます。

これらを審査するため、12月12日月曜日午前10時から第1委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）の審査結果について申し上げます。

総務部総務課では、初めに、人件費の減額についての説明がありました。

次に、消防費の中で消防団員の公務災害補償の負担金について、東日本大震災により多くの消防団に犠牲者が出たことに伴い、団員1人当たりの負担金1,900円が平成23年度のみの特例で2万4,700円に法改正になったものであります。これにより、団員1,435名分で3,271万8,000円の増額補正になるものであります。

財政課では、子ども手当等の改正に伴う地方特例交付金として額が決定したことに伴う増額補正、予備費の減額補正が主なものであります。

課課課では、平成22年度市税等の税額調整や予定納税の決算による還付金などのほか、東日本大震災の被災家屋の増に伴う委託料等の増額補正が主なものであります。

選挙管理委員会事務局については、県議会議員と農業委員会委員の選挙について、費用が確定したことによる減額補正であります。

議案第52号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正について申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想の策定義務が撤廃されたことに伴い、審

議会条例の中の「地方自治法に基づく」と規定していた市の基本構想について、「総合的かつ計画的な行政運営を図るための事務」に変更するものであります。

議案第60号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、関係条例等と整合性を保つために本市においても一部改正するものであり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴う引用条項のずれによる改正との説明があり、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 那須地区広域行政事務組合規約の変更については、広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事務について廃止すること、及び来年7月に開院となる那須赤十字病院内に夜間急患診療所が設置されるため、この管理・運営を広域行政事務組合で行うものを追加するという変更であります。

議案第66号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、本市を初めとする10市12町組合等が、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤災害に対する補償事務と、公立学校の非常勤の学校医等の公務災害に関する補償事務を組合において共同処理するための規約の変更であります。

また、新たに栃木県後期高齢者医療広域連合が組合に加入することについての規約の変更であります。

議案第67号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書について、審査の経過と結果について申し上げます。

委員からは、採択すべきという意見と継続すべきという意見が出ました。

採択すべきという意見について申し上げます。

1つは、陳情書に書いてあるような不当な取り調べや冤罪があったということは事実で、取調べでの全過程の録音、録画は容易にできることなので採択すべきという意見、もう一つは、供述したことは調書になることなので可視化すべきだという意見、3つ目は、この陳情の内容は一般の方が感じていることで、全過程を正しく、公平・公正にしておくのがよいと思うという意見でございます。

継続すべきという意見については、訴えはわかるが、取り調べる側の状況についても勉強する時間が欲しいので継続としたいというものです。

採決の結果、採択に賛成の委員が4名、継続に賛成の委員が3名で、陳情第6号は採択すべきものと決しました。

以上をもちまして総務企画常任委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕
福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査経過について、ご報告いたします。

平成23年第6回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、一般会計及び特別会計の補正予算案4件、条例案2件、その他の案件1件の計7件でございます。これらを審査するため、12月12日午前10時から第4委員会室において、委員全員の出席のもと、執行部から関係部長、係長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の過程と結果であります。報告に当たり、各委員から出されました主な質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

まず、保健福祉部社会福祉課について申し上げます。

3項2目扶助費、生活保護費101事業の具体的な使い道、保護世帯の伸び率等について質疑があり、ことし8月末現在で保護世帯が692世帯、保護者が947人であり、その方たちの生活費、医療費を支出しているとの答弁がありました。

また、ケースワーカーの現場の悩みについて質疑があり、生活保護受給者の自立につなげる仕事が大きくなっているにもかかわらず、相談申請がふえており、その中でやりくりするのがケースワーカーが今、一番大変なところであるとの答弁がありました。

委員からの要望として、障害者のケアプラン策定については制度的にまだ弱いと思うので、いろいろな障害を持ってこの地域で暮らしていけるような生活ができるよう、十分配慮してほしいとの発言がありました。

保健福祉部社会福祉課については、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、子ども課について申し上げます。

保育援助費の備品購入費で加湿空気清浄機を購

入する件について質疑があり、インフルエンザの感染予防対策のために購入するもので、1台当たり約5万円という答弁がありました。

また、子ども手当の事務費の中で、受給申請の通知をわかりやすく工夫してほしいとの要望がありました。

保健福祉部子ども課については、討論なく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、高齢福祉課について申し上げます。

社会福祉施設管理費の中の元気アップデイサービスセンターの委託料について質疑があり、塩原地区の元気アップデイサービスセンターの施設改修のための設計・測量・管理委託料であるとの説明がありました。

保健福祉部高齢福祉課については、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、保健課について申し上げます。

予防接種事業の201事業、日本脳炎の予防接種について質疑があり、平成17年5月に差し控えることになった日本脳炎予防接種は平成22年度から再開することになり、平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの子を対象に積極的に勧奨した結果、当初の4,500人から対象者を拡大したこともあり、7,570人にふやしたための補正で、すべて市の負担という答弁がありました。

保健福祉部保健課については、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、市民課について申し上げます。

今回の補正は、住民基本台帳法の一部改正に伴う住民基本台帳費の委託料で、外国人住民の方を住民基本台帳の適用対象に加えるためのものです。委員からは、今まで携帯を義務づけられていた外国人登録証がなくなるのかという質疑があり、入国管理局から在留カードが交付されることに変更され、常に携帯して、提示を求められた

場合には提示することには変わりはないとの答弁がありました。

市民課の第52号議案には討論があり、今回の改正自体、外国人登録証と何ら変わりのない在留カードへの変更で、国が国民の都合のいいように統治するための情報管理が行われ、そこに外国人の方たちも加わるという、この制度自体に疑問がある。単に外国人住民の利便性だけではないので賛成できないという討論がありました。

保健福祉部市民課については、採決の結果、5対1の賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、教育部に移ります。

教育部教育総務課については、質疑、討論等はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、学校教育課についても質疑、討論等はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、生涯学習課については、確認のための質疑のほか討論等はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、スポーツ振興課について申し上げます。

委員からは、スポーツ振興事業の報償費の増額に対して質疑があり、8月までの国際大会の出場者が4名出たため不足し、この後の冬の各種大会の全国大会、関東大会の出場者等を見込んだとの答弁がありました。

三島体育センターの砂利駐車場整備費に対し、根本的な対応も今後、考えてほしいという要望が出されました。

教育部スポーツ振興課については、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）については、市民課所管について反対がありましたが、可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部保健課所管の議案第53

号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案第53号は、質疑、討論ともなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、同じく保健福祉部保健課所管の議案第54号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案第54号は、質疑、討論ともなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第55号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案第55号は、質疑、討論ともなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部スポーツ振興課所管の議案第59号 スポーツ振興審議会条例の全部改正について申し上げます。

議案第59号は、質疑、討論ともなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、教育部スポーツ振興課所管の議案第61号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正について申し上げます。

議案第61号も、質疑、討論ともなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

まず、社会福祉課所管の那須塩原市「ふれあいの森」指定管理者の指定については、質疑、討論ともなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、高齢福祉課所管の、那須塩原市元気アップデイサービスセンターさくら外2施設の指定についてを申し上げます。

委員からは金額について質疑があり、担当課からは、公募に当たって市の積算内訳を示し、応募業者が経費の縮減も含めて提案するようになっており、管理経費は審査項目の1つであるとの答弁がありました。

討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、保健課所管の、那須塩原市健康長寿センターの指定管理者の指定について申し上げます。

委員からは、一般公募にかけなかった一番の理由について質疑があり、温泉施設と文化会館に特化した財団法人那須塩原市施設管理振興公社は、長寿センターが温泉施設であると同時に保健福祉部の西那須野保健センターの庁舎としての機能を持っているため、適切に判断したという答弁がありました。

討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、生活学習課所管の図書館ほか16施設、及び那須塩原市黒磯文化会館の指定管理者の指定についてを申し上げます。

委員からは、図書館について指定業者に担わせる業務内容は、直営でやっているものはすべてかという質疑があり、直営のものはすべてだが、選書は指定管理業者が行うが、最終的な決定は市が行う。また、生涯学習課に図書館担当職員を配置し、職員によるモニタリングを行いたいと答弁がありました。

また、指定管理者になると正社員19名、臨時9名ということだが、19名の中には図書専門委員の6人が実際入るか、また、レファレンス業務をだれに引き継ぐのか、まだ雇っていない人に引き継ぎするのかという質疑に対し、指定管理業者に対し、専門委員や臨時の職員の意向を確認した上で雇用できる方を雇用してほしいと要請している。

レファレンスについては今までどおり進めるため、できれば1月から3月までと長目に引き継ぎ期間を設けたいと答弁がありました。

委員からは、選書を監督する職員は1人では今までのノウハウが生かせないのではないか、人件費が安く、官製ワーキングプアに手を貸してはいないか、専門職でありながらも安い賃金ではないと働けない人をたくさんつくってしまうことに少しは歯どめを考えなければ、図書館が指定管理者になじむのか問題かなどの意見が出されました。

図書館については、選書について経験のないところに任せるのは、そのための対策が弱く、そのような事前準備がなく指定管理者に出しているので賛成できないという討論があり、生涯学習課所管議案第65号については、採決の結果、4対2の賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に、スポーツ振興課所管の那須塩原市西那須野運動公園、那須塩原市三島体育センターの2件の指定管理者の指定について申し上げます。

委員からは、共同企業体の指定について、2つの業者をあわせて経営状況を判断するのかという質疑があり、企画部担当だが、あわせた形で判断することになったとの答弁があり、さらに、仮に一方の経営状況が悪くなくても共同する他方が有力企業ならあわせるということかと再質疑があり、受ける側が共同なので、全体的な経営状況を勘案し、選定するとの答弁がありました。

また、維持管理など点数の低い項目は、今後、指導することをお願いしたいとの意見も出されました。

討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定については、教育部生涯学習課所管について反対がありましたが、可決すべきものと決しました。

以上をもちまして福祉教育常任委員会の審査の過程と結果の報告とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。

13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 産業環境常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告をいたします。

平成23年第6回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案件2件とその他の案件1件、陳情1件の計4件であります。

これらを審査するため、去る12月12日、第3委員会室において、委員出席のもと所管の部局長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

まず、農業委員会事務局から申し上げます。

今回の補正は、農業委員会交付金の交付額の確定と農業者年金業務委託手数料の確定に伴う補正で、農業者年金業務委託事業においては、既存のデジタルカメラが破損したことから、新規にデジタルカメラを購入するために計上したものであります。

次に、産業観光部農務畜産課について申し上げます。

中山間地域活性化対策事業の中山間地域等直接支払交付金で「対象地区である上の内・遅野沢地区が実施しなかった理由として、事業のメリットがないと説明があったが、事業実施に当たり、地元における事業費負担が理由なのは」に対し、

この事業は国が2分の1負担、県と市が4分の1負担で10割補助の事業である。事業費の問題ではなく、対象地域の面積が非常に小さいため、支援を受けるまでのメリットがないと地元で判断したためとの答弁がありました。

次に、農林整備課について申し上げます。

農地対策費の環境保全型農業直接支援対策事業で、事業取り組み農家に支払う補助金は、当初、県に対し負担金として納め、県から市と県の負担分を合わせ農家に交付する予定であったが、農家への支援方法が、県負担分を市で補助金として受け、市負担分と合わせて市から直接農家に交付することになったことから、予算の組みかえに伴う補正であるとの説明がありました。

次に、商工観光課について申し上げます。

塩原温泉交流広場管理事業で、旧塩原支所跡地にある塩原温泉交流広場の交流室について、昼間の管理を那須塩原市商工会が行うために、交流室の一部を改修するための補正であるとの説明がありました。

次に、生活環境部について申し上げます。

初めに、環境対策課です。

清掃センター解体事業で、跡地については北側市有地との代替を進めているとのことであるが、今後、清掃センターの跡地利用を考えているのかの質疑に、現在計画の予定はないが、清掃センター建設当時、地元から、今後、ごみ関連施設は建てないよう申し入れがあったとの答弁がありました。

次に、生活課について申し上げます。

放射能対策事業、食品の放射能測定器を設置する計画の中で、臨時職員として4カ所4人の予算計上をしているが、西那須野支所については空間測定等多忙なために、補助者1名の賃金を追加するものと、ビニール袋等消耗品及び案内掲示板等

備品を購入するものであります。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、平成23年度人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足分の調整のほか、消費税還付金確定による財源調整を行うものであります。

議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）について、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

委員から「団体選定の考え方、サービス提供の部分でどのようなことを考慮したのか」に対し、地産地消や地域に根づいた管理運営を条件で考えたとの答弁がありました。

また、採点が同点の場合、最終的には経営状況を優先したとのことであるが、選定基準1、2、3の利用者の平等な利用の確保や、施設の効用の最大限の発揮などの基準についても重要と考えるとの意見がありました。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第5号 原発から再生可能エネルギー政策の推進へエネルギー政策の転換を求める陳情について申し上げます。

委員から、陳情の趣旨は理解できるが、今日の社会情勢の中で代替エネルギー等、国の政策がはっきり示されておらず、推移を見極めていくのも一つの考えではないかとの意見や、原発事故により農観商工あらゆるものが風評被害を受けており、

エネルギー政策の転換等、内容そのものは同意できる、再生可能エネルギーについて行政視察等々を行った中でも、太陽光、風力、バイオマス発電等、現段階で解決できるほどの代替エネルギーが現状ではない、青森県の3町においては原子力発電を推進したいと新聞報道もあり、国の動向、他市の動向を見極める必要があるとの意見がありました。

陳情第5号については、委員全員一致で継続審査とすべきものと決定されました。

以上が当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。

以上、ご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕
建設水道常任委員長（岡本真芳君） 建設水道常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告をいたします。

平成23年第6回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案件3件、その他の案件2件、陳情1件の計6件であります。

これらを審査するため、去る12月12日の1日間、第2委員会室において委員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果ですが、報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。
建設部都市整備課について申し上げます。

委員からは、4階建てである下厚崎団地の受水

槽について、この改修工事は屋上にあるものなのかとの質疑があり、執行部からは、受水槽は地上にあり、水道については本管からその受水槽経由で各戸に配られる。受水槽からポンプ等で屋上に上げるものは高架水槽であるとの答弁がありました。

次に、道路課について申し上げます。

委員からは、設計測量監理料で橋梁長寿命化修繕計画点検ということであるが、具体的にどのような内容なのかとの質疑があり、執行部からは、市で管理しているのは全部で205橋であるが、そのうちの15メートル以上の88橋について、この修繕の計画点検ということで今年度実施し、それに基づいて来年度は修繕計画ということで、優先順位と、どのような修繕をするのか計画を来年度作成し、その計画書ができれば予算をつけ、実施するための最初の段階の点検であるということになるとの答弁がありました。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号 町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定について申し上げます。

委員からは、那須塩原駅北土地区画整理事業の施行の結果として、換地処分が平成24年から25年初めに実施されるということであるが、今、説明されるのには何か理由があるのかとの質疑があり、執行部からは、平成23年度にハードの整備である道路、整地整備が終わる予定であり、平成24年度に換地処分の手続に入るが、その際に県との協議、また認可が入ってくる。そのため今のタイミングになることを了承いただき、事務を進めていくことから、今回お願いになるものであるとの答弁がありました。

議案第68号 町及び字の区域の変更並びに町の

区域の設定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを申し上げます。

委員からは、鳥野目河川公園の管理については、非営利活動法人キャリアコーチとあるが、どこの業者なのか、また、この業者にして縮減される経費はどの程度あるのかとの質疑があり、執行部からは、この業者については西那須野地区、大田原地区で活動している法人になり、一区町にあり、予算上は4,300万円強の予算を組んでいたが、平成24年度の初年度に提案があったものについては約4,100万円強で、200万円ほどの縮減になるとの答弁がありました。

また、討論では、委員から、指定管理者というものは地域経済を沈下させるもので、従業員の処遇で給与までは管理しないということであったが、待遇が変わってしまうと管理が悪くなってしまうのではないかという心配がある。地域の雇用という問題は、自治体としては地域の人を地域から雇用するというのが建前だと思う。市のほうが、市の施設はしっかり管理していく立場で管理していくべきであろうとの反対討論がありました。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定については、賛成5人、反対1人で可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第3号 県道黒磯黒羽線の歩道整備に関する陳情書について申し上げます。

委員からは、この地域から通学している児童は6人ということで、迂回しながら遠回りして通っているのが現状である。扱いが県道なので、直接建設ということになれば県の意向になると思うが、地域からは、あるべき場所に歩道がないという要請も受けており、この地域は非常に危険だということで、ぜひ市のほうからも要請をお願いしたい

との意見があり、陳情第3号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、上下水道部について申し上げます。

まず、水道管理課について申し上げます。

議案第58号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第3号)について申し上げます。

委員からは、子ども手当の件費との調整ということで8人分とあるが、給与によつての基準はあるのかとの質疑があり、執行部からは、人事異動で職員の給料が高くなつたり、高い職員が異動になつたりという関係、あるいは人数が減つたりという人事異動によるものであるとの答弁がありました。

議案第58号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第3号)については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、下水道課について申し上げます。

議案第56号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

委員からは、4款公債費で利子で2%に設定したことであるが、実際には何%であったのかとの質疑があり、執行部からは、2つの融資を受ける先があるが、財政融資資金が1.8%、地方公共団体金融機構が1.9%にそれぞれ確定しているとの答弁がありました。

議案第56号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

議長(君島一郎君) 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番、高久好一君。

10番(高久好一君) 10番、高久好一です。

失礼しました。ボタン押すのを間違えました。すみません、隣のボタンを押してしまいました。福祉教育常任委員長にお伺いします。

議案第65号の図書館の指定管理者の件です。

今まで勤務していた職員の処遇についての議論が報告されましたが、図書の購入について、市職員が関与するというような報告がされましたが、図書の購入については地元から購入するのか、それとも管理者が……、図書の購入そのものはどの地域から購入するようになるのか、こういった論議はあったのでしょうか。

議長(君島一郎君) 答弁を求めます。

6番、伊藤豊美君。

福祉教育常任委員長(伊藤豊美君) 今の高久議員の質疑なんですが、委員会の中では、そのような話は出ませんでした。

議長(君島一郎君) ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長(君島一郎君) ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よつて、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、議案第59号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第59号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第60号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第61号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について反対する討論です。

今回の条例の主な改正は、第1条では「申告しなかった場合」を「申告をしなかった場合」と書きかえ、「等」を削るなどの措置と、申告をしなかった場合に3万円の過料を3倍以上の10万円に

引き上げ、罰則を強化するものです。

その一方で、第2条関係の株取引による譲渡益や所得に関しては、国に沿って、本則20%の課税額を半額の10%に引き下げたまま2年間延長するというものです。

今、ほとんどの自治体は厳しい不況と震災、原発事故による被災の中で、厳しい財政状況の中にいます。収税収納対策をきめ細やかに言い、相談体制も強めることによる収納率の向上を目指すべきです。

申告しなかった市民に対し罰則の強化ということは、その先にあるものは、収税収納の民間委託への布石になるのではないかという懸念を強くさせます。どちらも賛成できるものではありません。

11月29日の参院財政予算委員会でのやりとりで、京セラの稲盛名誉会長や大林組の大林剛郎会長などから上場企業の大株主がそろって株式を売却し、税逃れを行っている実態が示され、2年間延長する金持ち優遇税制を直ちにやめるべきとの追及に、野田首相は「同税制をさらに延長する気はない」と答えています。

証券優遇税制の延長のかわりに総合課税で増税となる株式保有割合を5%から3%に引き下げたものの、株式を売却し保有比率を3%未満にし、税逃れを行っている大株主が268人、総額が33億6,000万円に上ることを示し、こんなことを許していいのかとただすことがありました。安住財務相は「残念だ」と答えるにとどまりました。

証券取引の奨励が延長の理由に挙げられていますが、根拠はないとの指摘を受け、野田首相が「税制改正は所得再配分の方でやっていきたい」と答弁していたため、金持ち優遇税制を放置するののかとの追及に、首相は延長しても株は上がっていない、取引もふえていないと認め、「公正中立性の観点から、もとの20%に戻すべきだと思

う」と答弁しています。世界が株の取引や富裕層の課税を強化する流れの中で、日本が大企業や高額所得者への行き過ぎた減税を続けていることへの批判を受けての答弁と考えられます。

今後の野田政権の行方はわかりませんが、「今後は継続すべきではない」と答えています。

那須塩原市でこの優遇税制による影響額は、平成22年度実績で734万円としています。こうした優遇税制をなくし、那須塩原市の税制改善のためにもしっかりと課税することが、今、強く求められています。

市民のささやかな郵便貯金の利子にもきっちり20%の課税が行われています。税の公平性、中立性の観点から、もとの20%に戻し、所得再配分の機能が十分に発揮される方向での税制改正を求めます。

よって、議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について反対するものです。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

〔20番 平山啓子君登壇〕

20番（平山啓子君） 議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を図るため、地方税法の一部が改正されたことを受けて、那須塩原市税条例及び那須塩原市税条例の一部を改正する条例の2本の条例を一部改正することについて、一括して1本の条例改正をするものであります。

国の関係法令との整合性を保ち、早急な対応を図るための改正でありますので、よって、この議案に賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第63号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第63号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第64号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について討論を許します。16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算について、反対討論をいたします。

この予算には、指定管理者の指定に関する施設の管理業務委託に対する債務負担行為が設定され

ております。指定管理者の指定に関して、今年度こそ、選考委員会の選定を公平かつ適正に行うという使命と透明性の確保からも、外部委員を入れるべきでしたが、その課題が改善されておりません。

また、図書館の運営経験のない事業者を指定することになりましたが、サービスの質の低下を招かないためのモニタリングや評価の取り組みが不十分なままでの指定で、準備不足のままの見切り発車と、時期尚早と言えます。

以上の理由で、公の施設の指定管理者の指定に対して反対ですので、それを前提の管理業務委託に対する債務負担行為の設定を伴う那須塩原市一般会計補正予算は認められません。

次に、市民課所管の住基ネットのシステムの改修の予算ですが、このシステムの改修は、法改正に伴うものです。

入国管理難民認定法と住民基本台帳法が改悪され、これまで市町村が発行していた外国人登録証明書を廃止し、入国管理局が新たに発行する在日外国人在留カードによって一元管理する新しい管理システムがつけられました。

90日以内の短期滞在者や中長期滞在者には在留カードで、在日韓国人・朝鮮人が大多数を占める特別永住者については特別永住者証明書を発行します。どちらもICチップを内蔵していますので、簡単に個人情報を集約でき、個人の行動も監視できます。顔写真、氏名、生年月日、在留期間などの情報をカードに記載した在留カードは常時携帯を義務づけ、不携帯時には罰則規定があります。そして、住所などの変更情報を市町村から提出させ、さらに外国人が所属する企業や大学、日本語学校に対して就労・就学状況の報告を義務づけています。

今回の住民基本台帳システムの改修は、外国人

住民の利便性を目的としているかのようですが、真の目的は入管法と住基ネットの連動で、個人がどこで何をしているか国家が把握するのが目的です。嫌と言えない外国人を対象にIDカード化を試みるものです。

その次に来る目的が、社会保障番号、社会保障カード構想です。社会保障カード構想の抱える問題として、プライバシーの侵害、医療、健康、福祉の一元化された個人情報の不適切な利用による偏見、差別が選別、排除を引き起こすおそれ、IDカード化により国民総背番号制となり、国による監視の強化等が挙げられます。このような危険なシステムの導入が着々と進んでいることに危機感を持ちます。

入管法では、外国人登録システムの改修で、住所などの変更情報を市町村から提出させることとなります。ですから、市町村は常に外国人の居住状況を正確に把握することになるのでしょう。そのためか、住基ネットに関して職員から、今回の常任委員会で、ある企業の事情で外国人の住基ネット登録が集団であると情報提供がされました。しかし、それらの情報は常任委員会の審議に何ら必要のない上に、職員が知り得た特定の法人の情報を公にすることがよいのか疑問の残る出来事でした。

このように、住基ネットのシステムは、余計な問題まで生じさせます。入管法と住基法の改悪に伴うシステムの改修の予算は、認めることができません。

よって、議案第52号には反対です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

〔27番 吉成伸一君登壇〕

27番（吉成伸一君） 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、賛成討論を行います。

議案資料の説明でもあるように、今回の補正は、平成23年度人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足調整、国・県補助事業の変更、決定等に伴う対応のほか、東日本大震災に係る災害復旧事業及び放射能対策事業等に要する補正であります。

昨日、環境省は、東京電力福島第一原発事故に伴う除染が来年度から本格化するのを前に、放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に8県102市町村を指定すると発表いたしました。県内では、那須町、大田原市、矢板市、日光市、鹿沼市、佐野市、塩谷町と那須塩原市の8市町が指定を受けました。今後は、除染を行う地域を定めた除染実施計画を策定しなければなりません。

本補正予算においても、本市の放射能対策のための事業が組まれています。具体的な放射能対策事業では、4款衛生費、1項5目環境保全費、子ども課所管の保育園給食食材の放射能検査、保育園における放射線量測定のため50台の放射線量測定器の購入、市立保育園等の給食食材の放射能検査、放射能検査材料費への補助金です。教育総務課所管では小中学校給食食材の放射能検査を、4調理場において市内で購入する野菜、豆腐、みそ、肉、シイタケを週1回、1検体の検査を行う委託料が計上されています。また、生活課所管では、2月に納入予定の食品の放射線量測定器を使った事業のための臨時職員の賃金等が計上されています。第11款災害復旧費、4項2目社会教育施設災害復旧費では、関谷南公園野球場表土入れかえなどの工事請負費が組まれています。いずれも重要な予算であります。

その他、3款民生費では障害者福祉サービス費や自立支援医療費、また、5年に1度行われる在宅障害児・者の実態調査費、4款予防費では平成

17年5月から中止となり、平成22年より再開された日本脳炎の予防注射など、いずれも重要な予算が計上されています。

本市の最も大きな問題である放射能対策は、放射能から市民を守る、とりわけ子どもたちを守るための大変に重要な事業の予算が今回の補正では組まれております。

以上のことから、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）に賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）までの5件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第53号から議案第57号までの5件については、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第57号までの5件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）については、討論の

通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第58号については、建設水道常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について反対する討論です。

今回の指定管理者の選定は、指定の期間が平成24年3月末で切れることから、平成24年4月からの指定管理者の指定をするものです。今回、新たに指定管理等をする事業もあります。

市の指定管理者審査基準に従い、基準表の合計点の高い団体を選定した5年間の指定の事業と、事業の目的から特定の団体を指定した3年間指定の事業に分け、指定したとしています。

選定では、公募による応募数が5から2団体と少ない中での選定であり、市民へのサービスの向上が図れるのか、自治体の仕事をこのような形で外部委託することが市民のためになるのか不安が残る中、管理経費の縮減が強調されています。他の自治体でも、指定した事業が指定管理者という制度とうまく合わず、継続性が難しく、市の運営に戻す事業も見られています。確実に利益の上がると見られる事業にのみ応募があり、うま味の少ない事業には応募がなく、市や地域の団体に指定せざるを得なかったと見ることもできます。

それぞれの事業で管理運営費の縮減は行われる

ものの、懸念されるのは、指定管理を受注した団体、事業者で今までの勤務者が引き続き勤務ができるのか、勤務する場合の処遇は、給与はどうかが大変気にかかります。市は継続して勤務できるよう要請しているものの、事業者に雇用の義務はなく、最終的には本人の判断次第とするものであり、給与については、そこまで話し合っていないというものでした。とても認められる状況ではありません。

今回初めて指定される図書館について見れば、開館日がふえ、貸し出し冊数もふえ、司書の資格者がふえて市民サービスは向上するとしています。確かに開館日や司書がふえます。貸し出し冊数は市が管理していたときより、多くの自治体では、1度に貸し出せる冊数の限度が5冊から10冊にふえているのが特徴です。漫画や週刊誌の貸し出しの占める割合も次第にふえています。図書館の職員や司書がいつの間にかいなくなったり、変わったりしています。

地元の本屋さんが次々に店を閉じていくのが見えるようになります。市の運営していた図書館とは異なり、指定管理者では本社一括購入で本を仕入れることが多く、地元の本屋さんからの購入はなくなり、次第に経営不振に陥っていくためです。

今回指定される事業は、いずれも市の責任で継続されるべき事業です。

指定管理者制度は、経費の縮減が図られる一方で、職員の雇用の継続が寸断される危険と、地元事業者の経営を浸食する事業と言うことができます。指定管理者は結果として地域経済の地盤沈下をさらに進めるものとの判断から、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について反対するものです。

議長（君島一郎君） 5番、平山武君。

〔5番 平山 武君登壇〕

5番(平山 武君) 議席5番、平山武でございます。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成23年3月の定例会で、民間活力の導入、経費の削減、サービスの拡充を目的に指定管理導入の可決をしたものであります。今回問題になっております図書館につきましても、この指定管理導入によりまして、まず民間の活力導入、そちらの点で、現在のサービスが平日1時間延長、年間の開館日が34日程度増加をする、そして分室等の運営は今までどおり、プラス面があります。そして経費の面についても、平成22年度図書館経費等から比較をいたしますと約5,600万円余の削減ができておる予定でございます。

そして、心配されるサービスの質の点でございますが、専門性の確保ということで、館長並びに業務責任者については司書の有資格者を配置をする、そして司書有資格者を、努力目標として75%程度達成するようにとの要請もしている。

そして、問題の選書でありますけれども、こちらは指定管理者が一応選書をする事になっておりますが、生涯学習課に配置をする図書館担当職員、当然司書の資格を持った者、それらを含め、最終的に教育委員会部局でしっかりとそれらを選定をして、選書の最終決定を行う、そういう配慮もなされております。

現行のサービスはそのまま継続、学校、他の社会福祉教育関係との連携継続、ボランティア団体との関係も継続、公募事業の継続、先ほど言ったように、分室も今までどおりの対応を行う。新たに指定管理者による新規事業等、そういうものも積極的に導入するように指導をしている。

事業者のチェックについては、みずから意見箱等を設置をして、それらの意見に対して誠実に回

答し、それを公開をすること、意見をサービス内容の充実や質の向上に反映させること、そして意見と回答を市教育委員会に報告をすること、利用者アンケートの実施を行うこと。そして、図書館運営協議会の出席も要請をします。図書館運営協議会はそのまま継続をして、利用者代表、住民代表による意見を図書館協議会運営に反映させることができるようにしてあります。そして指定管理者の館長、業務責任者は必ず出席をしなければならない、こういうことになっております。毎年度自己評価を行い、その報告書を市に提出することにもなっております。そして研修会の実施、それから図書館等の外部研修、指定管理者サイドの研修も実施するように求めています。

これらの観点から、指定管理の導入の目的であります民間活力の導入、経費の削減、サービスの拡充、こういうものを求めたものであります。

ただし、委員会の中でも出ましたとおり、心配するのは、サービスが低下するのではないかと、経費が削減されたけれども、それによってサービスが低下するのではないかと、そういう心配がありますが、先ほど示したとおり、しっかりとその対策をとってある。我々は、それを今後とも定期的に、怠ることなく、一步でも市民へのサービスが向上するように、そういう体制をこれからもしっかりとやっていただく、指定業者に対する指導をしていただく、そういう姿勢を貫くことを希望する、ということで、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について賛成をいたします。

議長(君島一郎君) 16番、早乙女順子君。

(16番 早乙女順子君登壇)

16番(早乙女順子君) 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、反対討論いたします。

昨年の指定管理者の指定についての討論でも述

べましたが、指定管理者制度は、「指定」という行政処分で、地方自治法の契約に関する規定が適用されないようになってしまいました。つまり、住民監査請求などの住民によるチェックと改善の手続が法的に保証されないということです。そのため選考、選定に際して注意を要することとなり、最終的に指定の議決をする議会の役割が重要になりました。

那須塩原市では、応募者の審査は指定管理者の選定委員会で行っていますが、副市長と各部長の内部だけで構成する委員会で行っています。透明性を担保するためには、委員に外部有識者を入れるべきと制度導入時に申し上げましたが、聞き入れられませんでした。

昨年度は内部だけの選考で、透明性の確保が不十分な状態で青木サッカー場の指定管理者の選定が行われました。そのときの応募団体は、経営の健全性と経営の安定性、どちらも2点で、「各審査項目の中に1カ所でも2点以下がある場合は不合格とする」との基準に該当し、不合格となるはずでした。しかし、選定委員会が「ただし、最終的な合否は総合的に判断し、決定する」とのただし書きを合否基準に追加して、「総合的に判断した」として合格としました。

この事の起こりは、昨年、体育施設の指定管理者の募集前に指定管理者募集要項の応募申請資格に「平成22年4月1日現在、那須塩原市内に本社や事業所を有する法人」という一文を加え、応募できる団体をその1社しかない状況をつくり出したことに始まりました。そして、その1社が基準を満たさず不合格となることが判明すると、合否基準を追加してまで合格としました。本来なら、応募資格を見直して選考をやり直すことで公平性と透明性を確保すべきでしたが、そうはしませんでした。

昨年に続き今年も、体育施設の指定管理者募集がありました。昨年、経営の健全性と経営の安定性、どちらも2点であった団体が応募してきましたが、今回は市外の2社と企業体を組んで、経営の健全性と経営の安定性を4と5に上げて、基準をクリアして基準の合計点が高い団体として選定されています。今年度は応募申請資格を「那須塩原市に本社や事業所を有する法人」という一文ではなく、那須塩原市の企業体を認め、応募資格としました。

昨年度の「那須塩原市に本社や事業所を有する法人等」という応募申請資格は何だったのでしょうか。昨年は頑なまでに撤回できなかった応募申請資格を、ことしは変えています。応募申請資格は、都合よく変えられるようなものなのでしょうか。この経過もわかりません。

経営状況だけを専門家に見てもらっただけでなく、公平性と透明性を確保するためにも、このようなことを考え、外部委員を入れるべきです。内部だけの選定では不透明です。ことしこそ選考委員の選定を公平かつ適正に行うという使命からも、外部委員を入れるべきでしたが、その点は改善されずに、今までどおりでした。このことは問題だと思えます。

続きまして、新たに図書館の管理運営を指定管理者で行う選定が行われております。選定の結果から見ますと、大きく経費削減となるようですが、図書館の運営経験がない団体が選ばれて、その対策が不十分であることが明らかになりました。

図書館のよしあしの一部は、選書やレファレンス業務のよしあしにあらわれてきます。特に、旧西那須野図書館の選書は県内に誇れるものでした。また、経験のある司書が行うレファレンス業務も同様です。今回の指定管理者への移行で、選書業務やレファレンスサービス、図書館サービスの質

の低下を招かないかに焦点を当てて審議しました。図書館の運営経験のない団体に管理運営を任せてサービスの質が低下しないか、その対策がどの程度なされているかを確認しました。

選書業務に関しては、生涯学習課に1名の司書を配置、点検するとのことですが、今までのレベルが維持できるかは疑問です。また、レファレンスサービスに関しては、指定管理者となった団体は経験がないので、雇用した司書に頼るほかないようです。その雇用する司書の給与は決して高いものではありませんので、経験のある司書が配置されるかは未定です。現在の非常勤の図書専門委員等が雇われるかも保証はありません。

さらに、サービスの質を低下させないための仕掛けとなる、その事業に対するモニタリングや評価ができ上がっていません。ですから、運営経験のない、ノウハウのない団体が管理運営する当初は、図書館サービスの質の低下が危惧されます。

そもそもサービスの質の低下を防ぐ対策をとった上で、指定管理者にゆだねるべきではないのでしょうか。サービスの質の向上を担保するモニタリングや評価が確立していないままに図書館運営を指定管理者に任せるのは、時期尚早です。

以上の理由から、議案第65号には賛成できません。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第65号については、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてから議案第68号 町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定についてまでの3件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第66号から議案第68号までの3件については、総務企画、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第68号までの3件については原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について、陳情第3号について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第3号 県道黒磯黒羽線の歩道整備に関する陳情書に賛成する討論です。

今回の陳情は、県道黒磯黒羽線の鍋掛十字路口から黒羽方面への約1kmにわたって歩道の整備を要望する、PTA、育成会、自治会、地元住民からの陳情です。県へ、子どもたちの通学路と地域住民の生活道路の安全確保のため歩道の整備を早急に実現するよう、市に意見書の提出を求めるものです。

今まで歩道が整備されなかった主な理由は、旧黒磯市と旧黒羽町の境界付近にあり、この地域で通学区が分離され、道路が昔の蛇行したまま舗装されたため、歩道がつけられず、見送られてきました。しかし、既に黒羽側には通学路が整備されていますが、黒磯側にはありません。

陳情書にもあるように、県道であるため大型車の通行量も多く、道路が蛇行し、大変危険な状況

にあります。現在、この地域からは鍋掛小学校へ1年生が1人、3年生2人、4年生1人、5年生1人、6年生2人の計7人が通学していますが、歩道がないため、長年にわたり樋沢地区の道路を通り、大きく迂回して大田原市に向かう道路に出る通学路を利用しています。このため通学する距離は3.3kmとなり、2倍以上となっています。

市には、学校から1km以内の通学路の整備を優先して行う政策がありますが、県道であるため、市は県への市民の要望を支援するという形になります。

子どもたちの通学と地域市民の交通安全のため、陳情第3号の採択に賛成するものです。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、建設水道常任委員長報告は採択です。

採決いたします。陳情第3号については原案のとおり採択することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については採択と決しました。

次に、陳情第5号については、産業環境常任委員長報告は継続審査となっております。

採決いたします。

陳情第5号については、産業環境常任委員長報告のとおり継続審査とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については継続審査といたします。

次に、陳情第6号について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第6号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書の採択を求める陳情書の賛成討論です。

今回の陳情書は、栃木県弁護士会からの、取調べの可視化を求める陳情書です。全国でも既に150を越す県、市や町が、取調べの可視化を求める意見書を採択しています。

冤罪事件の発生を防ぐには、検察、警察の全面可視化、全過程の録画、録音と検察手持ちの証拠の全面開示が不可欠です。国民救援会、全労連、自由法曹団は11月21日、平岡法務大臣と直接面会し、一日も早い可視化と証拠開示の実現を求め、要請を行いました。足利事件、布川事件など冤罪事件が相次いで明らかとなり、取り調べの実態を明らかにするにはその全過程の可視化が必要であり、法務省として大事な課題として取り組むこと、あわせて、検察が持っているすべての証拠を事前に弁護士に開示する法改正を行うよう要請しました。その際、当事者、支援者から警察、検察による不当な取り調べの実態、証拠隠しの告発を集めた資料を手渡しました。

要請に対し、平岡法務大臣は「野党時代から取り調べの可視化の問題は進めてきたもので、頑張っていきたい。法制審議会に新たにつくられた特別部会でもしっかり議論し、多くの方から意見を出していただき、手持ちの証拠の開示については、足りない部分について指摘していただければ検察庁に伝える。できる限り開示することが基本的な流れであることは理解している」と回答しています。

全面可視化がなければ、警察の強引な取り調べは防げません。一部の可視化では検察、警察の都合のよい部分だけが提出される危険性が指摘され

ています。弁護士の立ち会いも必要です。

大阪地検特捜部の証拠改ざん事件なども発覚する中で、高まる検察批判とともに刑事司法改革の機運も高まっていますが、なかなか前に進まないのが現状です。取り調べの可視化について、法務大臣の私的諮問機関・検察の在り方検討会議が3月にまとめた提言では「拡大すべき」と言及したのみで、刑事司法審議会の特別部会でも論議が続いていますが、方向性は見えていません。

国連からは日本政府へ、検察、警察、裁判のあり方について改善の勧告が数回にわたって行われています。世界の共通語となってしまった「過労死」と冤罪の温床となっている代用監獄は、日本にとって早急に解決すべき課題です。

「事件から25年、十字架を背負って服役する冤罪で苦しむ人たちにメッセージを贈りたい」いつ、だれが犯人に仕立てられるかわからない冤罪事件の恐ろしさを、福井県女子中学生殺人事件の犯人にされ、7年間服役した前川彰司さんが語っています。足利事件や茨城県の布川事件を支援してきた国民救援会は、冤罪と見られる事件がこのほかに日本全国で22件あると考えています。

警察が真犯人を捕らえようとしないなら、被害者や家族も浮かばれません。私も、足利事件には現地調査を含め10年以上、仙台筋弛緩剤冤罪事件には6年以上かかわってきました。「無実の人は無実」この当たり前を司法に貫くために、日本の検察、警察、裁判には数多くの課題が浮かび上がっています。国民の権利が擁護され、平和のうちに安心して暮らせる社会をつくらなければなりません。

よって、陳情第6号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書の採択を求める陳情書の採択に賛成する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 陳情第6号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書の採択を求める陳情について、賛成討論いたします。

陳情の理由で述べられています、現在、被疑者の取り調べは密室で行われている、密室での取り調べは裁判の長期化や冤罪の原因となっている、取り調べの全過程の録画、可視化すべきである、検察庁や警察庁による取り調べの一部録画の問題点などは、足利事件の再審公判に当たり改めて出された、取り調べの可視化を求める日弁連の宮崎誠会長の声明と同様の内容です。

その日弁連の宮崎会長の声明の中で、検察庁や警察庁での一部録画の試行は、日弁連が求めている取り調べの可視化、取り調べの全過程の録画とは全く異なるものです。あくまで全過程の録画が必要であり、重要なのです。一部録画ではだめ、全過程での録画が必要です。現在検察庁、警察庁が行っている一部録画は、取調官に都合のよい部分だけを録画するものであり、自白強要を防ぐことはできない。裁判官や裁判員の判断を誤らせるおそれがあり、かえって危険です。取り調べの可視化、取り調べの全過程の録画がぜひとも必要ですと述べています。

また「17年もの間、無実の罪で獄中に囚われ続けた菅家利和さんが、なぜ訴追され、繰り返し有罪判決を受けたのか。悲劇を繰り返さないため、その真実こそが徹底的に明らかにされなければならない。その意味で重要なのは、菅家さんの取調べを録音した25時間にもわたるテープである。そのテープには、菅家さんの否認を受け入れず、誤ったDNA鑑定を前提に菅家さんを追い詰める取調官や、その追及に虚偽の自白を余儀なくされる

菅家さんの様子が録音されているという」「また、取調べ経過の検証を可能にしたこのテープの存在自体が、取調べの可視化、すなわち取調べ全過程の録画の必要性を雄弁に物語っている」とも述べています。

さらに「密室取調べによる冤罪事件の発生という究極の人権侵害が許されてよいはずはない。自白強要とそれに基づく冤罪を防ぎ、真相に近づくために、密室は直ちに可視化されなければならない。これまで密室で無実の者が犯人にされ、真犯人は野放しにされてきた。取調べの可視化こそが、密室での真実を明らかにし、事件の真相解明に資する。また、取調べの可視化こそが、捜査の信頼を高め、私たちの生活の安全も守るのである。足利事件の再審開始にあたり、徹底した冤罪の原因解明を求めるとともに、直ちに取調べ全過程の録画を実行すること及び一刻も早くそれを法制化することを求める次第である。」というふうに結んでおります。

この声明が出されたの2009年10月22日です。いまだに取り調べの可視化、取り調べの全過程録画は実現していません。

足利事件の再審で無罪となった菅家利和さんが「この人がいなかったら今はない」と語る足利市の西巻糸子さんが1994年に菅家さんを支える会・栃木を発足させ、17年間にわたって支え続けてきました。友人である彼女の誘いで私も支える会の会員となりましたので、支える会での活動で冤罪がどのようにつくられていくかを知りました。また、取り調べの可視化が必要であること、そして、速やかに実現すべきだと認識しました。

既に足利事件の菅家利和さんは無罪が確定し、「二度と自分と同じような人を出してはいけない」と、取り調べの可視化の実現に向けて精力的に活動しています。しかし、いまだに取り調べの

可視化は実現していません。17年間も無実の人の自由を奪い、母親を看取することもできなかった菅家さんの無念を思うと、法制化の停滞は許されることはありません。

取り調べの可視化の実現をマニフェストに掲げた民主党政権で、千葉景子参議院議員が、法務大臣就任記者会見において取り調べの可視化を実現することを明言しました。しかし、その後の法務省の動きは鈍く、大臣も変わり、提出法案とされていません。いまだに実現できていないのは国政の怠慢と思います。この状態を一刻も早く改善するため、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する意見書を国に提出することに賛成です。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第6号については、総務企画常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第6号については、原案のとおり採択とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情6号については採択と決しました。

発議第6号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、発議第6号 主要地方道黒磯黒羽線の歩道整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道常任委員長、8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕

建設水道常任委員長（岡本真芳君） 発議第6号 主要地方道黒磯黒羽線の歩道整備を求める意見書の提出について、ご説明をいたします。

この区間は、子どもたちの通学路や地域住民の生活道路として大変重要な道路であります。トラック等の大型車両も頻繁に通行し、大変危険な状況にあります。このため、一日も早く子どもたちや地域住民の安心で安全な生活が実現されることを願い、歩道整備の早期実現を求めるために意見書を提出するものです。

以上、説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第6号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、発議第7号 速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長、24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 発議第7号 速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出について、ご説明申し上げます。

裁判における密室での違法、不当な取り調べを防ぐため、また、強引な取り調べによる足利事件などの冤罪を二度と起こさないために、取り調べのすべての過程の録音・録画は欠かせないこととあります。このために、取り調べのすべてを可視化することの速やかな実現を求めて意見書を提出するものでございます。

以上、提案説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第8号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、発議第8号 放射能汚染対策に関する要望書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

放射能対策検討特別委員長、関谷暢之君。

〔放射能対策検討特別委員長 関谷暢之君 登壇〕

放射能対策検討特別委員長（関谷暢之君） 発議第8号 放射能汚染対策に関する要望書の提出について、ご説明をいたします。

当放射能対策検討特別委員会は、発足以来、東電福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題への対策、調査、検討及び陳情の審査等に対応してまいりました。

このたび本市は、平成23年3月11日に発生した東北地方沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されることとなりました。

那須塩原市民のこれ以上の外部被ばく、内部被ばくのリスクを回避し、市民、県民の安心で安全な生活を守るためには、本市、県下における被ば

くりスクを正確に把握するとともに、県を挙げての適切な対処が必要であります。

よって、地方自治法第99条の規定に基づき、栃木県に対し4項目についての速やかな実施を求め、要望書を提出するものであります。

以上、ご説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この要望書には賛成でございますけれども、ちょっと1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

この要望書の中の3でございますけれども、2行目、「議事録には発言者の氏名を記すこと」というような項目がありますけれども、この点についての経緯についてお尋ねをしておきたい。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

19番、関谷暢之君。

放射能対策検討特別委員長（関谷暢之君） ただいまのご質疑に対しまして、ご答弁申し上げます。

当該有識者会議につきましては、完全非公開ということになってございます。この発言者についても公開を求めるという部分につきましては、非常に重要な問題であり、どなたがどのような見地に基づき発言をしているのか、こうした検証もぜひ我々としては知りたい、こうした経緯に基づきまして、このような内容となっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 回答よくわかりました。

その中におきまして、この内容においては、この会議の完全公開を求めるということで、非公開だったものを「公開を求めると」というようなことで、議事録の発言者の氏名を記すことの内容というものが記されていないのではないかなというふ

うに思うんですけれども、その点についてお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

19番、関谷暢之君。

放射能対策検討特別委員長（関谷暢之君） ご答弁申し上げます。

その点につきましては、当委員会、本要望書に關しまして内容の検討を重ねてまいりましたが、そのような意見等はございませんで、検討はされておられません。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会行政視察の報告について

議長（君島一郎君） 次に、日程第5、常任委員会行政視察の報告についてを議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務企画常任委員長、24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 総務企画常任委員会では、11月18日の金曜日に防災と災害の対策について栃木県及び小山市を訪れ、研修をしてまいりました。

視察の内容につきましては、配付していただきます報告書のとおりであります。

なお、詳細または資料につきましては図書室に置いてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長、13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕

産業環境常任委員長（齋藤寿一君） それでは、産業環境常任委員会の行政視察報告をさせていただきます。

平成23年11月14日から16日の3日間、北海道千歳市、千歳市観光振興計画について、室蘭市、室蘭市環境産業拠点形成事業について、江別市、まちむら農場バイオマスプラントについて行政視察をしてまいりました。

内容は報告書のとおりでありますけれども、その他、知りたい方は図書室に資料等を保管してございますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長、8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕
建設水道常任委員長（岡本真芳君） 建設水道常
任委員会の行政視察について、ご報告申し上げま
す。

期日につきましては、平成23年11月14日から16
日の3日間でございます。

まず、11月14日に岡山県倉敷市において景観計
画・条例について、11月15日には広島県三原市に
おいて汚泥再生処理センター整備事業について、
11月16日には広島県尾道市において公共下水道事
業について視察をしてまいりました。

資料等につきましては図書室に保管してござい
ますので、ご閲覧いただきたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

以上で常任委員会行政視察の報告を終わります。

日程の追加

議長（君島一郎君） お諮りいたします。

執行部より議案第69号 土地改良事業の施行に
ついてが議案として追加提出されております。

これを議事日程に追加することに異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号を議事日程に追加いたしま
す。

議案第69号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 追加議事日程第1に入りま

す。

日程第1、議案第69号 土地改良事業の施行に
ついてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

増田副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第69号 土地改良事
業の施行について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページから2ペー
ジです。

本案は、平成23年9月に発生いたしました台風
15号の豪雨により被災した農地の国庫補助災害復
旧工事について、市の土地改良事業として施行す
るに当たって、土地改良法第96条の4の規定によ
り準用する同法第49条第1項の規定に基づき、議
会の議決を求めるものであります。

本件災害復旧工事につきましては、寺子地内の
田4カ所、合わせて0.89ヘクタールを対象として
実施するもので、総事業費につきましては549万
円となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市長職務代理者副市長あいさつ

議長（君島一郎君） 以上で平成23年第6回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了しました。

閉会に当たり、市長職務代理者、松下副市長からあいさつがあります。

松下副市長。

市長職務代理者副市長（松下 昇君） 平成23年第6回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る11月30日から本日までの21日間にわたり開催されました第6回市議会定例会も、本日、閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）のほか、本日の追加議案を含め合わせて21件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、市政一般質問の場におきまして皆様方からいただきましたご意見等につきましては、今後、十分に検討させていただきたいと考えております。

平成23年度も残すところ3カ月余りとなり、今後は、那須塩原市総合計画後期基本計画スタートの年となる平成24年度の予算編成が本格化することとなります。後期基本計画に掲げる「安全に、安心して暮らせるまちづくり」「市民との協働に

よるまちづくり」「個性が輝くまちづくり」「効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり」の4つの基本理念に向けまして、まず各施策を推進するための準備をしまいいりたいと考えておりますので、皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ことし1月22日に執行されます市長選挙及び市議会議員補欠選挙の経費についてでございますが、現在、精査を進めている最中であり、臨時議会を開催して補正予算をご決定いただくことが時間的に大変難しいことから、専決処分による予算編成となりますことをよろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。

激動の平成23年も残すところ10日余りとなります。これからいよいよ冬本番を迎えることとなりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意されますようお願い申し上げます。

来る平成24年が皆様方にとりましても、そして本市にとりましても本当によい年となりますようお祈りを申し上げまして、第6回那須塩原市議会定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（君島一郎君） 市長職務代理者のあいさつが終わりました。

閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る11月30日から21日間にわたり開催されました平成23年第6回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。

各位のご協力に対し心から御礼を申し上げます。

定例会の会期中に栗川市長がご逝去され、家族葬並びに市民葬が行われ、本市議会の歴史においてこれ以上の悲しみはないと申し上げて過言ではない会期でありました。

改めて栗川市長のご冥福をお祈り申し上げますとともに、市執行部におかれましては栗川市長亡き後の市政運営ということで、何かと難しいことが多いと拝察いたしますが、本審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分検討し、市政運営に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして本定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時 12分